

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】

2

### ◇ 公営競技局

- 北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程  
【公営競技局ボートレース事業課】

6

北九州市告示第 4 1 1 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 6 年 1 2 月 3 0 日から令和 7 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 6 年 9 月 2 4 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 6 年 9 月 1 0 日	青葉自転車保管所

	1 台	令和 6 年 9 月 1 8 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 1 9 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 9 月 4 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 6 年 9 月 5 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 9 月 3 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 4 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 1 0 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 1 2 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 1 3 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 1 7 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 1 9 日	
	3 台	令和 6 年 9 月 2 6 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 6 年 9 月 2 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 3 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 4 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 5 日	
	3 台	令和 6 年 9 月 9 日	

	2 台	令和 6 年 9 月 1 0 日	
	3 台	令和 6 年 9 月 1 2 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 1 3 日	
	3 台	令和 6 年 9 月 1 7 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 1 8 日	
	3 台	令和 6 年 9 月 2 5 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 2 6 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 2 7 日	
若松渡船場前周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 9 月 1 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 9 月 3 日	三六自転車保管所
	3 台	令和 6 年 9 月 2 4 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 9 月 4 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 9 月 2 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
	1 台	令和 6 年 9 月 9 日	
	7 台	令和 6 年 9 月 1 2 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 2 5 日	
J R 陣原駅周辺地区自転車	1 台	令和 6 年 9	

車放置禁止区域		月 1 3 日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 6 年 9 月 2 5 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 6 年 9 月 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 6 年 9 月 4 日	
	5 台	令和 6 年 9 月 5 日	
	5 台	令和 6 年 9 月 1 2 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 1 3 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 1 7 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 2 0 日	
	1 台	令和 6 年 9 月 2 5 日	
	3 台	令和 6 年 9 月 2 6 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 6 年 9 月 6 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 9 月 1 9 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 6 年 9 月 6 日	
	5 台	令和 6 年 9 月 1 1 日	
	2 台	令和 6 年 9 月 2 4 日	
	4 台	令和 6 年 9 月 2 7 日	

北九州市公営競技局管理規程第5号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月21日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項各号列記以外の部分中「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を削り、「）」の次に「は、付表第2のとおり」を加え、同項各号を削り、同条第4項中「第1項第1号及び第2号に規定する」を「付表第2のロイヤル席の」に改める。

付表を付表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

付表第2（第52条関係）

区分	単位	特別料金の額	備考
ロイヤル席	1席	1,000円	若松モーターボート競走場で選手出場あっせん規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する競走を行う日に利用するときは、3,000円
外向発売所指定席			
外向発売所2人用個室	1室	1,500円	2人まで利用できるものとする。
外向発売所4人用個室		3,000円	4人まで利用できるものとする。
外向発売所6人用個室		4,500円	6人まで利用できるものとする。
外向発売所2人用特別個室		2,000円	2人まで利用できるものとする。
外向発売所4人用特別個室		4,000円	4人まで利用できるものとする。
ミニボートピア北	1席	1,000円	午後5時以降に利用する

九州メディアドーム指定席		ときは、500円
ミニボートピア北九州メディアドーム特別指定席	2,000円	午後5時以降に利用するときは、1,000円

付 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。